

湯沢町国土強靱化地域計画

令和4年3月
湯 沢 町

目次

第1章	はじめに	1
第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置付け	1
第3項	計画期間	2
第2章	町における国土強靱化の基本的な考え方	3
第1項	町の概況と過去の災害	3
1	位置及び面積	3
2	地勢	3
3	気候	3
4	過去の災害	4
第2項	基本目標	4
第3章	脆弱性評価	6
第1項	脆弱性評価の考え方	6
第2項	脆弱性評価において想定するリスク	6
第3項	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
第4項	評価の実施手順	8
第5項	評価結果	8
1	直接死を最大限防ぐ	8
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	10
3	必要不可欠な行政機能は確保する	14
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	15
5	経済活動を機能不全に陥らせない	15
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	16
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	18

第4章 湯沢町強靱化のための施策プログラム	20
第1項 施策プログラム策定の考え方	20
第2項 施策プログラムの推進	20
第3項 重点事業の設定	21
第4項 湯沢町における国土強靱化のための施策プログラム	21
1 直接死を最大限防ぐ	21
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	24
3 必要不可欠な行政機能は確保する	28
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	29
5 経済活動を機能不全に陥らせない	30
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	30
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	32
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	33
第5章 計画の推進管理	36
第1項 施策ごとの推進管理	36
第2項 PDCA サイクルによる計画の着実な推進	36
別表：湯沢町国土強靱化地域計画に基づく主な取り組み一覧	37

第1章 はじめに

第1項 計画策定の趣旨

これまで我が国では、地理的、自然的な特性ゆえ、度重なる大災害により様々な被害がもたらされてきており、その都度、多くの人命や、社会的、経済的損失を被ってきました。中でも未曾有の被害をもたらした平成23(2011)年の東日本大震災では、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、近い将来発生すると想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。平成30年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されています。

また、新潟県においては、平成28年3月に策定した「新潟県国土強靱化地域計画」を令和2年10月に改訂し、今後想定される大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備してきました。

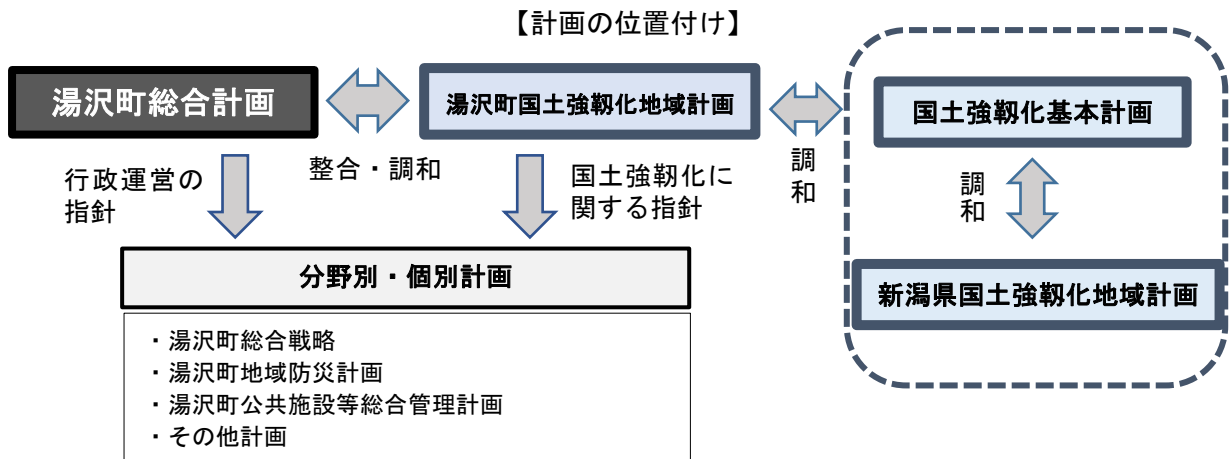
湯沢町(以下「本町」という。)においても、平成16年10月の中越地震や平成24年冬季の雪害等による被害が発生するなど、災害に強いまちづくりの推進が課題となっています。本町における国土強靱化を図ることは、今後の大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠であることから、国、新潟県、民間事業者、町民等と連携し、取り組みをさらに加速していく必要があります。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「湯沢町国土強靱化地域計画」を策定します。

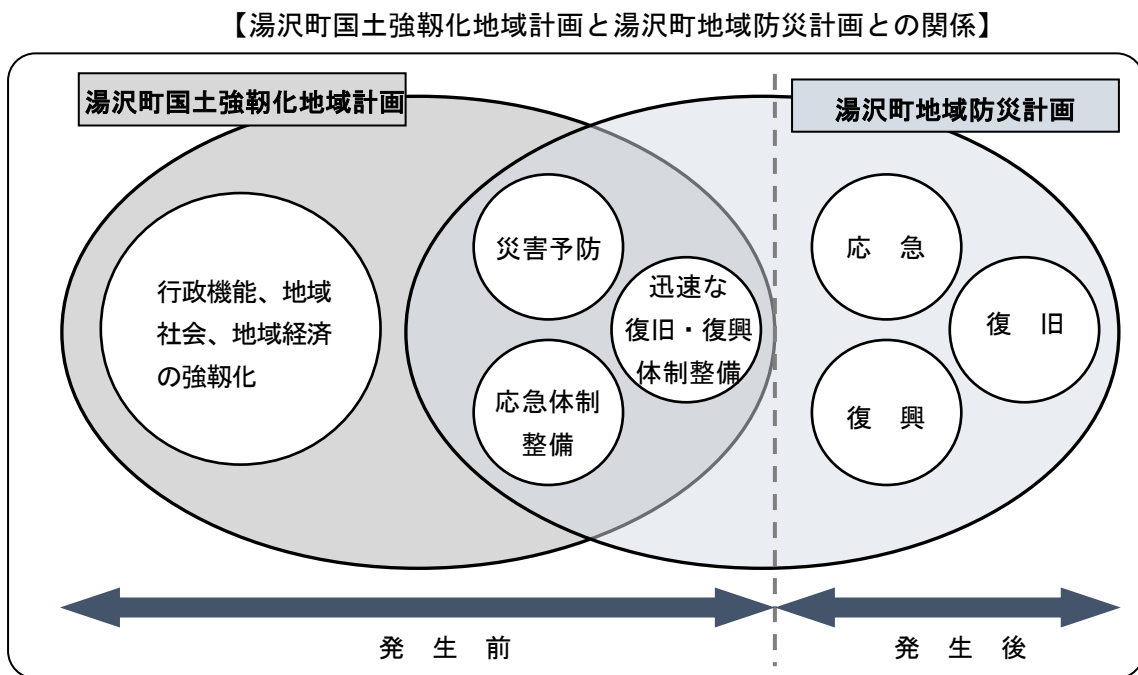
第2項 計画の位置付け

湯沢町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和しつつ、本町における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画です。

そのため、本町の最上位計画である「湯沢町総合計画」の将来像である「君と一緒に暮らす町」の実現に向け、お互いを尊重し合い、支え合いながら、自然と共に暮らしていくまちを目指し、その方向性と整合を図るとともに、本町の各種計画と連携しながら、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けます。



また、「湯沢町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものです。



第3項 計画期間

本町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や新潟県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）とします。

第2章 町における国土強靱化の基本的な考え方

第1項 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本町は、新潟県の中部最南端に位置し、南東は群馬県、西は長野県に接しています。町内の緯度・経度は北緯 36 度 44 分から 36 度 57 分、東経 138 度 40 分から 138 度 55 分の間であり、東西端の距離は 21.4km、南北端の距離が 24.4km、面積は 357.29km²となっています。

2 地勢

本町の地形はおおむね南高北低で、標高 1,000m以上の山岳が 40 を数える山岳地帯です。特に東境の谷川岳から西南域の白砂山に至る間は 2,000m級の山々が三国山脈を構成して新潟・群馬両県の分水嶺をなしています。また、町内の大部分は上信越高原国立公園と魚沼連峰県立自然公園に指定され、総面積の 90%以上を森林が占めています。

本町の東部では魚野川が、西部では清津川が主要河川として北流しています。両流域ともV字型をした壮年期の急峻な浸食谷が多く、特に清津川流域ではほとんど谷底平地が形成されず、ところにより細長い河岸段丘があるのみとなっています。魚野川流域では山沿いの箇所等に見られる河岸段丘のほか、中里から下流の流域には緩やかに傾斜した平坦地が連なっています。集落はそれぞれの河川沿いに、湯沢、神立、土樽、三俣、三国の5地区が形成されています。清津川流域で最高位にある集落は浅貝の 950m、最低位は八木沢の 600m、同じく魚野川流域の最高位にある集落は土樽の 600m、最低位は愛宕の 320mです。

本町の地質は、周囲の山地を取り巻く花崗岩類、北東方の飯士火山噴出物（安山岩、石英安山岩、溶岩）及び盆地内に分布する第四紀層に区分されます。盆地内に分布する第四紀層は、古いものから古期飯士火山噴出物、段丘堆積物、山麓堆積物、扇状地、崖錐堆積物、沖積層に区分されます。段丘堆積物は礫層から構成され、湯沢市街地西部、中里、土樽地域の魚野川右岸、大源太川流域に広く発達しています。

3 気候

本町の気候は、日本海側気候で冬期は多量の降雪と曇天が多く、夏期においても比較的冷涼な気候で、日照時間が短いのが特徴です。積雪量は、2月に最も多くなり 2～3mに及び、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯に指定されている国内有数の豪雪地帯です。

4 過去の災害

(1) 風水害

令和元年10月の台風第19号では、24時間雨量「259mm」と観測史上最大となり、橋の流出やスキー場の斜面崩落などの被害がありました。

(2) 雪害

大正7年1月9日に三俣村（湯沢町大字三俣地区）において雪崩が発生し、学校と住家等28戸が被災し、死者158名の大惨事がありました。

平成24年冬季の雪害において、除雪等による重症1人、家屋の半壊2棟の被害がありました。

令和2年12月の雪害では、24時間降雪量が113cmと気象庁湯沢観測所の観測史上最多を記録しました。関越自動車道下り線湯沢IC手前では立ち往生車両が発生し、群馬県利根郡みなかみ町にある月夜野ICから湯沢IC間において約2日間の通行止めとなり、最大約350台の滞留車両が発生しました。また、南魚沼市にある塩沢石打ICから魚沼市の小出ICの上り線でも通行止めとなり、最大約1,750台の滞留車両が発生しました。

なお、これらの雪害では災害救助法が適用されました。

(3) 地震

平成16年10月の新潟県中越地震において、本町では震度4を計測し、死者1人、負傷1人の被害がありました。なお、公共施設等の被害はありませんでした。

第2項 基本目標

本町における国土強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持するためのものであり、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みです。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化などの本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長に資するものであることが求められます。

そのため、いかなる大規模災害等が発生しようとも、次に掲げる4つの基本目標を達成することを目指し、本町における国土強靱化に資する取り組みの総合的な推進に努めるものとします。

【湯沢町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小に留めること。
- 4 迅速に復旧・復興がなされること。

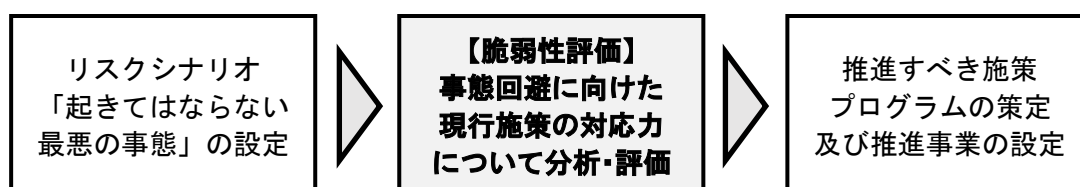
第3章 脆弱性評価

第1項 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や新潟県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画に掲げる本町における国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2項 脆弱性評価において想定するリスク

基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画と同様に、大規模災害全般をリスクの対象としました。

第3項 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標と26のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・交通施設や不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート及びエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 学校や地域機関及び町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止 6-4 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

第4項 評価の実施手順

前項で定めた26のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用しました。

第5項 評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・交通施設や不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 住宅・建築物等の耐震化

- 平成19年度より木造住宅耐震診断支援事業、木造住宅耐震改修支援事業を行っていますが、毎年申請件数が少なく、特に耐震改修の実績はこれまでで1件のみとなっています。
- 平成26年3月に改訂した湯沢町耐震改修促進計画の計画期間が経過したことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び新潟県耐震改修促進計画等を勘案し、湯沢町耐震改修促進計画の改定を検討します。
- 一部の公共施設は耐震化が完了しておらず、今後の方針について検討を要します。

② 建築物等の老朽化対策

- 公共建築物は、適時修繕や保守点検、改修等を行っていますが、大規模修繕や建築物の更新が今後見込まれるため、湯沢町公共施設等総合管理計画や個別施設計画に則り、適切に維持管理等を行います。
- 個別計画が未策定の建築物については、個別施設計画の策定とそれに基づく維持管理や大規模修繕、更新等を行います。

③ 避難場所等の指定・整備・普及啓発

- 指定緊急避難場所を43箇所、指定避難所を19箇所、福祉避難所を4箇所指定しており、町の防災ガイドブックやホームページに掲載しているが町民へ浸透していないため、引き続き周知を行います。
- 避難場所や避難所に指定されている公共建築物については、地域の実情に応じた施設整備を促進します。

【指標（現状値）】

▽ 木造住宅耐震診断の累計補助件数	耐震診断 26 件（令和 2 年度）
▽ 木造住宅耐震改修の累計補助件数	耐震改修 1 件（令和 2 年度）
▽ 住宅の耐震化率	70%
▽ 公共施設等総合管理計画の改訂	策定済み
▽ 個別施設計画の改訂	策定済み
▽ 避難場所の指定箇所数	43 箇所
▽ 避難所の指定箇所数	19 箇所
▽ 福祉避難所の指定箇所数	4 箇所
▽ 都市計画区域基幹公園整備率	87%

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 住宅・事業所の防火対策の推進・自衛消防組織の育成強化

- 住宅用火災警報器等の防火機器の設置及び維持管理に関して、広報誌等で啓発活動を行っています。事業者に対しては消防設備の点検や防火訓練の実施を消防署と協力し、促します。

② 消防活動体制の確保・装備等の充実

- 消防団員の確保及び資機材の充実を図るとともに、日頃から機器の点検を行い、訓練や教育を実施、各地区の火災等に迅速に対応できる体制の維持が必要です。

【指標（現状値）】

▽ 住宅用火災警報器設置率	83.3%
▽ 住宅用火災警報器条例適合率	70.0%
▽ 消防団員数	299 人
▽ 消防演習回数	2 回

1-3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 警戒避難体制の整備

- 町内全域で土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布をするなど、土砂災害（特別）警戒区域を町民へ周知しています。区域内の要配慮者施設については、避難訓練の実施に努めるよう、働きかけを行っています。
- 宅地耐震化推進事業を実施し、令和元年度に過去と現在の地形図を重ね合わせ、盛土の可能性のある箇所を抽出しました。令和 2 年度では、現地踏査により実際に盛土かどうかを判断しました。

② 砂防設備等の整備

○ 国、県が土砂災害被害防止のため、対策工事を実施しています。	
【指標（現状値）】	
▽ 大規模盛土造成地の地盤調査及び安定計算	検討中
▽ 土砂災害ハザードマップの作成	策定済み

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
【評価結果】	
<u>① 暴風雪時における道路管理体制の強化</u>	
○ 職員及び委託業者による道路パトロールを実施し、冬期間の道路状況を把握しています。	
<u>② 除雪体制の確保</u>	
○ 冬期間の安心で安全な交通確保に努めるために、冬期道路交通確保計画を策定し、除雪体制の維持・強化を図っています。消雪施設の不良があり、安全な交通確保の支障となっている箇所があります。	
【指標（現状値）】	
▽ 湯沢町冬期道路交通確保計画	計画策定済み

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
【評価結果】	
<u>① 物資供給等に係る連携体制の整備</u>	
○ 他市町村や事業者との間で、災害協定を締結しており、災害時にこれらの協定に基づき支援を要請するが、防災訓練などを通じ日頃から活発に活動を行う必要があります。	
<u>② 非常用物資の備蓄促進</u>	
○ 家庭や事業者に対し、3日分以上の水や食料等の備蓄をするように普及啓発を行うとともに、町でも指定避難所の収容人数分の食料等の備蓄を行います。	
【指標（現状値）】	
▽ 物資供給に関する協定締結数	8件
▽ 備蓄物資数量	食料 8,160食 飲料水 600ℓ

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

① 幹線道路等の機能確保

- 孤立集落の発生を防ぐために、国、県、町とで道路情報の共有に努め、危険な箇所については対策を行います。

② 地域防災活動の推進

- 自主防災組織が結成されていない地域があったり、結成していても活動実態がなかったりなど、自助、共助の体制が整っているとはいえない状況です。また、近年マンション居住者が増加していますが、町内会など地域とのつながりが希薄です。

【指標（現状値）】

- ▽ 地域への防災行政無線配備数 10 台
- ▽ 自主防災組織率※ 88.85%

※自主防災組織率…湯沢町の人口に対して自主防災組織が活動している地域の人口の割合
(自主防災組織率=自主防災組織活動地域人口÷湯沢町人口)

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【評価結果】

① 救助・救急体制の強化

- 災害時の迅速な救助・救急活動のため、平時より警察や消防等との連携強化を図る必要があります。

② 応急対応力の向上

- 防災訓練などを通じ、消防、警察などと関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。
- 大規模災害時における住民の避難誘導や救助・救出など重要な役割を担う消防団において、団員数が定員に満たず、減少していることから、地域の防災力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 消防団員数【再掲】 299 人
- ▽ 消防演習回数【再掲】 2 回

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート及びエネルギー供給の途絶による
医療機能の麻痺

【評価結果】

① 医療・救護体制の整備

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、新潟県、医師会、日本赤十字社等の協力を得られるように、引き続き町内外の医療機関や関係者との間で、災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者名簿を作成していますが、個別避難計画の作成が完了していない状況です。また、個人情報の取扱いについて、どの情報を誰と共有するか検討する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 民生委員、町内会等との連携体制を構築する 0%

2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱

【評価結果】

① 帰宅困難者に向けた支援設備の整備

- 災害時において、観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入れ体制の整備が必要です。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向けの災害情報の伝達体制の強化が求められます。

【指標（現状値）】

- ▽ 避難所の指定箇所数【再掲】 19箇所

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

① 避難所における生活環境の整備

- 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結をしています。引き続き、備蓄を進めつつ関係機関、業者等と協力・連携する体制を構築するとともに、生活環境向上のための整備を進めていく必要があります。

② 感染症の発生、まん延防止対策

- 予防接種法に基づき対象者に予防接種の勧奨を行っています。
- 災害時に医療活動を継続するために、医師の確保に加え、医療品や医療資機材等を確保する必要があります。また、救護所の設置、運営のために、医師会や薬剤師会などの医療関係者との連携、協力体制を構築するとともに、支援チームや物資の受入れ体制の整備が必要です。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------|-----------|
| ▽ マスク備蓄数 | 24,100 枚 |
| ▽ 災害時トイレ処理セット備蓄数 | 6,700 セット |

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【評価結果】

① 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

- 災害時においても、衛生状態を含めて良好な生活環境を維持するため、要配慮者に考慮し、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化などが必要です。
- 避難所の感染症予防の資機材などを整備するとともに、手指消毒や食中毒予防等の啓発活動が必要です。

② 災害時における福祉的支援

- 長期の避難生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制を構築する必要があります。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|------|
| ▽ 避難所（町施設）のトイレ洋式化率 | 94% |
| ▽ 福祉避難所の指定箇所数【再掲】 | 4 箇所 |

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 学校や地域機関及び町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【評価結果】

① 災害対策本部機能等の強化

- 災害発生時の対策本部の設置場所や庁舎被災時における代替場所の設定が行われていますが、今後は本部設置・運営訓練等を実施する必要があります。

② 行政や地域機関の業務継続体制の整備

- 災害時に庁舎や職員が被災し、人材や資源に限られる中で、行政機能不全とならないよう、平時から非常時においても優先される業務を継続できる体制を構築するため、町業務継続計画（BCP）を策定しておく必要があります。
- 新規に施設を建築する児童クラブ・総合子育て支援センター施設について、多くの町民が利用することから、安全のため災害に強い施設にする必要があります。
- 日頃から施設の保守安全点検を実施し、災害等による施設の被災を最小限に防ぐ必要があります。
- 施設が被災して使用できない場合の代替機能を確保する必要があります。
- 湯沢学園の全クラスで避難訓練を年3回実施しています。

③ 広域応援・受援体制の整備

- 県内外の自治体と協定を結び、相互の応援体制の強化を図っていますが、災害時に町が迅速に応援を依頼できるよう必要な業務の整理や、協定自治体の応援要請に迅速に対応可能な体制づくりが必要です。

④ 政府機能等のバックアップ

- 行政システム等の重大なデータの災害による喪失を防ぐため、外部のデータセンターなどを活用し、データのバックアップを行う必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 業務継続計画の策定	未策定
▽ 児童クラブ・総合子育て支援センター施設の建築	未実施（令和4年度実施）
▽ 消防用設備やエレベーターの定期点検の実施	年1～2回
▽ こども園や総合子育て支援センター等の代替候補機能の選定	未実施
▽ 湯沢学園の避難訓練実施数（年間）	3回
▽ 町職員の災害時初動対応訓練・避難所運営訓練の実施数（年間）	0回
▽ 基幹系システムのバックアップ確保	有

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【評価結果】

① 避難所等への石油燃料供給の確保

- 燃料供給事業者等からの供給体制を構築するとともに、必要な燃料の備蓄を検討する必要があります。

② 非常用電源の確保

- 災害時の長期に及ぶ停電に備え、非常用発電機に安定した燃料の供給体制を構築する必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 燃料の供給に関する協定数 4件

4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【評価結果】

① 情報収集連絡体制の強化

- 迅速かつ的確な災害対応を行うためには、町民や公共交通機関等との連携により効果的な災害情報の収集体制を整える必要があります。

② 情報伝達手段の多様化

- 町民が自ら、災害時に必要な行動を判断し、実行できるように、湯沢町緊急情報メールや防災ラジオ、消防サイレン吹鳴スピーカーなどを活用し、的確に災害情報を伝える必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 湯沢町緊急情報メールの登録者数 726人
- ▽ 防災ラジオ貸与台数 1,300台

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

① 食料生産基盤の整備

- 町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくために、経営安定対策や担い手の育成確保等、町の農業の継続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 認定農業者数	12 者
▽ 担い手への農地集積面積	103.33ha

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【評価結果】

① 企業における業務継続体制の強化

- 非常時においても企業等の活動が停滞しないように、企業等による事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要があります。

② 発災時のライフライン機能確保

- 電力・情報通信・燃料供給等のライフライン事業者と協定を結ぶなど連携の強化を図るとともに、各家庭での燃料等の備蓄を促進する必要があります。
- 発災時にライフライン機能を確保するとともに、早期復旧を図る必要があります。

【指標（現状値）】

▽ ライフライン事業者との協定数	6 件
------------------	-----

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

① 水道施設の防災対策

- 上水道施設の耐震化を進めているが、老朽化機器の更新が先行しており耐震化されていない施設があります。（配水池等）

【指標（現状値）】

▽ 水道管耐震化率	89%（令和3年度）
-----------	------------

6-3 污水处理施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

① 污水处理施設の耐震化・長寿命化

- 湯沢町下水道ストックマネジメント計画に基づき、污水处理施設の改築更新を実施し、被災の防止に努めています。

【指標（現状値）】

▽ 湯沢町下水道ストックマネジメント計画策定	平成31年度策定
------------------------	----------

6-4 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【評価結果】

① 道路施設の防災対策等

- 橋梁、トンネルなどの法定点検対象施設については、各個別施設計画に基づき点検で発見した損傷の修繕を進めています。その他の施設については、パトロール等で発見した損傷状況に応じた修繕・更新を行っています。

【指標（現状値）】

- ▽ 個別施設計画 計画策定済み
- ▽ 湯沢町橋梁長寿命化修繕計画 計画策定済み

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① 消防活動体制の確保・装備等の充実

- 消防団員の確保及び資機材の充実を図るとともに、日頃から機器の点検を行い、訓練や教育を実施、各地区の火災等に迅速に対応できる体制の維持が必要です。【再掲】

【指標（現状値）】

- ▽ 消防団員数【再掲】 299人
- ▽ 消防演習回数【再掲】 2回

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

【評価結果】

① ため池の防災対策

- 防災重点ため池である旭原ため池が、大規模地震の発生や豪雨等による決壊や一部損壊などにより、下流の家屋や公共施設等に被害を与えるおそれがあることから、その安全性の向上を図る必要があります。
- 砂防堰堤、河川堤防等の整備推進や施設損壊防止のための適正な維持管理を、国や県に働きかける必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 旭原ため池ハザードマップ作成 ハザードマップ未作成（令和2年度）

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

① 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理

- 小坂水路橋は昭和 38 年に築造され、56 年が経過しており、令和元年度から行っている調査では、経年劣化による変状が確認されています。今後、大規模地震の発生により水路橋が被災し、公共交通機関である鉄道施設に二次被害を与えるおそれがあることから、安全性の向上を図る必要があります。

② 森林の整備・保全

- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の運用による森林の整備は未実施となっています。
- 間伐材等を活用した林業・木材産業の振興を図っています。
- 関係者が相互に協力して町内の鳥獣を適切に管理することをもって、農林業に関する被害を最小限に抑えること、及び町民の安心、安全を確保することを目的として対策を実施していますが、近年のツキノワグマ、イノシシの出没が著しく増加し対策に苦慮している状況です。

【指標（現状値）】

- ▽ 小坂水路橋耐震補強及び補修工事 橋梁の改修に必要な調査計画の実施（令和 2 年度）
- ▽ 森林整備面積 実績値 6.3ha(令和 2 年度)
- ▽ 湯沢町鳥獣被害防止計画 被害額 1,751 千円（令和 2 年度）
被害面積 1.1ha（令和 2 年度）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 災害時における廃棄物の処理等について定める災害廃棄物処理計画が未策定となっています。

② 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

- 災害のため住宅が滅失した被災者に仮設住宅や借り上げ住宅を迅速に整備し、一時的な居住の安定を図る必要があります。

【指標（現状値）】

- ▽ 災害廃棄物処理計画の策定状況 災害廃棄物処理計画未策定（令和 2 年度）
- ▽ 一般廃棄物（ごみ）の総排出量 4,993 トン／年（平成 30 年度）

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【評価結果】

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 大規模災害後の復興にあっては、障害物の除去等道路交通の確保が迅速かつ効率的に行われることが求められるため、建設業との連携強化や専門家・技術者の育成が必要です。

② 地籍調査の実施

- 湯沢町地籍調査全体計画に基づき地籍調査を進めていますが、調査区域が広く、現地調査から始まり地籍簿の閲覧に至るまで年数を費やすことから、実施率が速やかに上がらない状況です。

③ 行政職員の活用促進

- 県内外の自治体と災害時の応援協定を締結していますが、応援を依頼する業務や受入れ施設など体制が整っていない状況です。

【指標（現状値）】

▽ 建設業等との協定締結数	8件
▽ 地籍調査実施率	12%（令和元年度）
▽ 地方公共団体との応援協定	5件
▽ 受援計画の策定	未策定

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【評価結果】

① 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 文化財の日常的な維持管理と保存修繕の検討・実施が求められます。
- 復旧には、自助・共助が重要であり地域活動の中心となる町内会に加入して、地域住民との関係性を構築することが重要です。近年は町内会に加入しない世帯やマンション居住者が増加しており、災害時の地域での支え合いが不十分になるおそれがあります。
- 災害から文化財を守るため、文化財の転倒防止など事前の対策に加え、消火訓練等に取り組んでいます。

【指標（現状値）】

▽ 文化財保護啓発事業の実施回数（年間）	0回
▽ 自主防災組織率【再掲】	88.85%
▽ 文化財防火訓練	3年ごとに実施

8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

【評価結果】

① 正しい情報の発信

- 当初予算では、商工費（信用保証料の補給や地方産業育成資金の預託金など）や観光費（湯沢町観光地域づくり法人への補助金など）で事業者向けの振興策を予算化していますが、リスクシナリオ後の振興策は予算化されていません。
- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要があります。

【指標（現状値）】

▽ 観光産業（宿泊業・飲食サービス業）の総生産 15,900 百万円（平成 30 年度）

第 4 章 湯沢町強靱化のための施策プログラム

第 1 項 施策プログラム策定の考え方

「第 3 章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、本町における国土強靱化施策の取り組み方針を示す「湯沢町における国土強靱化施策のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町だけでなく、国、新潟県、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と情報発信、訓練、防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせ、26 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめます。

第 2 項 施策プログラムの推進

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定します。

本計画に掲載する目標値については、国や新潟県等が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる本町、国、新潟県、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

第3項 重点事業の設定

施策の推進に当たって、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して、事業の重点化を図る必要があることから、湯沢町総合計画に沿った取り組みや新潟県国土強靱化地域計画で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重点事業の見直しや新たな設定を行います。

第4項 湯沢町における国土強靱化のための施策プログラム

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・交通施設や不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

【強靱化のための施策】

① 住宅・建築物等の耐震化

- 木造住宅耐震診断支援事業、木造住宅耐震改修支援事業について周知方法を検討し、意向がある町民へ情報が届くよう工夫を図ります。
- 湯沢町耐震改修促進計画の見直しを行い、改定に努めます。
- 耐震基準を満たしていない施設について、耐震改修や建て替え、除去など方針を検討します。

② 建築物等の老朽化対策

- 公共施設等総合管理計画に則り、長期的かつ総合的に計画的な維持管理を行います。
- 個別施設計画に則り、長期的かつ総合的に計画的な維持管理を行います。

③ 避難場所等の指定・整備・普及啓発

- 避難場所等の指定について追加や見直しを図り、引き続き町ホームページの活用や避難行動マップの作成、配布を行います。
- 避難場所等ごとの災害リスクや孤立化の可能性などの地域特性を精査し、対策整備を進めます。

【指標（目標値）】	
▽ 木造住宅耐震診断の累計補助件数	耐震診断 32 件（令和 7 年度）
▽ 木造住宅耐震改修の累計補助件数	耐震改修 3 件（令和 7 年度）
▽ 住宅の耐震化率	87%（次期計画策定まで）
▽ 公共施設等総合管理計画の改訂	改訂
▽ 個別施設計画の改訂	改訂
▽ 避難場所の指定箇所数	維持する
▽ 避難所の指定箇所数	維持する
▽ 福祉避難所の指定箇所数	維持する
▽ 都市計画区域基幹公園整備	整備を行う
【主な推進事業】	
◎ 木造住宅耐震診断支援事業	建設課
◎ 木造住宅耐震改修支援事業	建設課
◎ 介護施設の耐震化	福祉介護課
◎ 湯沢町耐震改修促進計画	総務管理課
◎ 湯沢町公共施設等総合管理計画	企画政策課
◎ 避難場所等の指定・普及啓発事業	総務管理課

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
【強靱化のための施策】	
① 住宅・事業所の防火対策の推進・自衛消防組織の育成強化	
○ 住宅用火災警報器の設置を促進するため、広報誌等を活用し普及に努めます。また、設置されているものの、義務づけられた全ての箇所に設置していないことがあるため、適切な情報の周知を行います。	
② 消防活動体制の確保・装備等の充実	
○ 消防団員の確保のため、広報誌等を活用し広く募集を呼びかけるとともに、訓練等を通じ団員一人一人の技術の向上を図ります。また、日頃から機器の点検や更新を行い、資機材等の充実に努めます。	
【指標（目標値）】	
▽ 住宅用火災警報器設置率	90.0%
▽ 住宅用火災警報器条例適合率	80.0%
▽ 消防団員数	366 人
▽ 消防演習回数	現状維持（2 回）
【主な推進事業】	
◎ 住宅用火災警報器等の普及事業	総務管理課
◎ 消防団員の確保及び資機材の整備	総務管理課

1-3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

【強靱化のための施策】

① 警戒避難体制の整備

- 新潟県の実施する基礎調査（2巡目）へ協力し、土砂災害警戒区域等の見直しや指定を進め、指定区域の周知に努めます。区域内の要配慮者利用施設においては、状態の変化に合わせて避難確保計画の更新を呼びかけるとともに、計画に基づいた適切な避難の実施を働きかけます。
- 宅地耐震化推進事業について、令和2年の取り組みで実際に盛土だった箇所について地盤調査や安定計算を進めます。

② 砂防設備等の整備

- 国、県が実施する土砂災害対策工事へ協力するよう努めます。

【指標（目標値）】

- | | |
|-----------------------|----|
| ▽ 大規模盛土造成地の地盤調査及び安定計算 | 完了 |
| ▽ 土砂災害ハザードマップの作成 | 更新 |

【主な推進事業】

- | | |
|-------------------|-------|
| ◎ 宅地耐震化推進事業 | 建設課 |
| ◎ 土砂災害（特別）警戒区域の周知 | 総務管理課 |

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【強靱化のための施策】

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 豪雪等の異常気象時には情報共有・相互連携を強化し、必要に応じてパトロール班数を増やし対応に努めます。
- 点検の実施や気象条件の変化により、新たに判明した雪崩等の対策必要箇所について、雪崩予防柵設置などの対策を実施します。

② 除雪体制の確保

- 豪雪等の異常気象時には、情報共有・相互連携を図り除雪体制の強化を行います。
- 重機運転手及び新規担い手が不足しているため、より効率的な除雪体制の確立に努めます。
- 機能不良の消雪施設を計画的に修繕し、交通への支障が生じないように努めます。
- 計画的に機械の整備も進めながら除雪水準の向上を図ります。

【指標（目標値）】

- | | |
|-----------------|----------|
| ▽ 湯沢町冬期道路交通確保計画 | 毎年見直しを実施 |
|-----------------|----------|

【主な推進事業】	
◎ 冬期道路施設管理業務	建設課
◎ 道路除排雪作業	建設課
◎ 除排雪機械整備	建設課
◎ 消雪施設修繕工事	建設課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
【強靱化のための施策】	
① <u>物資供給等に係る連携体制の整備</u>	
○ 災害協定の締結を進めるとともに、協定締結団体とは日頃から連絡窓口を確認するなどし、災害時に迅速に対応できる体制を整えます。	
② <u>非常用物資の備蓄促進</u>	
○ 食料や飲料水など、災害時に必要な物品について計画的な備蓄に努め、賞味期限があるものについては、適正に更新を行います。	
【指標（目標値）】	
▽ 物資供給に関する協定締結数	増加する
▽ 備蓄物資数量	食料 9,516食 飲料水 6,344ℓ
【主な推進事業】	
◎ 物資供給等に係る協定等の締結	総務管理課
◎ 非常用物資の備蓄	総務管理課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
【強靱化のための施策】	
① 幹線道路等の機能確保	
○ 孤立するおそれのある地域の把握に努め、道路の整備や代替路線の確保などを、国、県、町が協力し実施します。	
○ あらかじめ地域住民へ孤立の可能性を周知し、物資の備蓄を啓発するとともに、緊急時の連絡手段を確保します。	
② 地域防災活動の推進	
○ 自主防災組織の結成を支援するとともに、既存の組織については町補助金の活用を促し、活動の活性化を進めます。	
○ マンションの管理組合などにも、自主防災組織の必要性を周知し、組織の結成や地域の防災訓練への参加を促します。	
【指標（目標値）】	
▽ 地域への防災行政無線配備数	維持する
▽ 自主防災組織率	90.0%
【主な推進事業】	
◎ 幹線道路の整備	建設課
◎ 自主防災組織の育成と活動支援	総務管理課

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
【強靱化のための施策】	
① 救助・救急体制の強化	
○ 災害時の迅速な救助・救急活動の体制強化のため、防災訓練等の場を活用し、平時より警察、消防等との連携強化を図ります。	
② 応急対応力の向上	
○ 救助・救急活動が迅速に行われるよう平時から防災関係者や協定締結団体を密にするなど、広域連携の受援体制の強化を図ります。	
○ 消防団活動のさらなる強化のため、入団促進に努めるとともに、活動環境を整備し、より地域に密着した活動を推進します。	
【指標（目標値）】	
▽ 消防団員数【再掲】	366人
▽ 消防演習回数【再掲】	現状維持（2回）
【主な推進事業】	
◎ 警察、消防等との連携強化	総務管理課

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート及びエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【強靱化のための施策】

① 医療・救護体制の整備

- 災害時に避難困難者（高齢者、障がい者、要介護者等）が避難所へ直ちに行けるよう民生委員や町内会等と連携体制を構築します。また、転入、転出等の異動もあるため毎年更新作業が必要となります。

【指標（目標値）】

- ▽ 民生委員、町内会等との連携体制を構築する 100%

【主な推進事業】

- ◎ 避難困難者に対する連携体制構築 総務管理課、健康増進課、福祉介護課

2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱

【強靱化のための施策】

① 帰宅困難者に向けた支援設備の整備

- 災害に備えた施設等の整備を行います。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進します。

【指標（目標値）】

- ▽ 避難所の指定箇所数【再掲】 維持する

【主な推進事業】

- ◎ 利用者の安全が確保される設備の整備 総務管理課
- ◎ 観光客への災害情報の伝達体制強化 総務管理課、商工観光課

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【強靱化のための施策】

① 避難所における生活環境の整備

- 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難所の整備を進めます。また、避難所における生活環境向上のため、災害時の物資の調達に関する協定の締結や公的備蓄を推進するとともに受援体制の強化を図ります。

② 感染症の発生、まん延防止対策

- 被災した際の避難所での密集した集団生活による感染症の発生やまん延を防ぐために、平時から予防接種の促進を図ります。
- 平時から各行政機関、医療機関、医師会等の関係機関と連携強化を図り、災害時の速やかな応急医療体制の整備、強化を推進します。また、医療品、医療資機材を備蓄するほか、医療活動に必要な医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備します。

【指標（目標値）】	
▽ マスク備蓄数	維持する
▽ 災害時トイレ処理セット備蓄数	維持する
【主な推進事業】	
◎ 予防接種事業	健康増進課
◎ 被災時の医療体制の確保	健康増進課

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
【強靱化のための施策】	
<u>① 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮</u>	
○ 避難所において、建て替えや大規模改修等の機会を捉え施設のバリアフリー化やトイレの洋式化、マンホールトイレなど、施設の整備を進めます。	
○ 避難所における感染症発症状況の把握を行うとともに、手洗い環境整備（水・石鹼・手指消毒）、手洗い・咳エチケット等感染予防、トイレ保清などの啓発を強化する。	
<u>② 災害時における福祉的支援</u>	
○ 要配慮者の二次的避難所を確保するために、福祉避難所開設に協力いただく福祉事業者との連携を図ります。要配慮者の避難に必要な物資や設備について、整備を進めます。	
【指標（目標値）】	
▽ 避難所（町施設）のトイレ洋式化率	100%
【主な推進事業】	
◎ 避難所での生活環境の向上	総務管理課、健康増進課
◎ 避難所の感染症予防	健康増進課

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 学校や地域機関及び町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【強靱化のための施策】

① 災害対策本部機能等の強化

- 訓練等を通じ、実施体制の検証など必要に応じた見直しを行います。

② 行政や地域機関の業務継続体制の整備

- 庁舎や職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限に留めながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、業務継続計画（BCP）を策定します。
- 新規に施設を建築する児童クラブ・総合子育て支援センター施設について、多くの町民が利用することから、安全のため災害に強い施設にします。
- 日頃から施設の保守安全点検を実施し、災害等による施設の被災を最小限に防ぎます。
- 施設が被災して使用できない場合の代替機能を確保するよう努めます。
- 身近な災害について取り上げる等、家庭でも防災について話し合う機会を持ってもらうように引き続き避難訓練を始めとした防災教育を実施します。

③ 広域応援・受援体制の整備

- 災害発生時の応援依頼に早急に対応可能な体制を整えるため、マニュアルの整備や研修等により職員の対応力向上を図ります。また、迅速かつ効率的に復旧ができるように、他自治体の応援を受け入れ可能な体制を、受援計画の策定などを進めます。

④ 政府機能等のバックアップ

- 庁舎のデータサーバーと外部のデータセンターを利用し、被災によるデータの喪失対策を実施します。

【指標（目標値）】

▽ 業務継続計画の策定	策定する
▽ 児童クラブ・総合子育て支援センター施設の建築	令和4年度実施
▽ 消防用設備やエレベーターの定期点検の実施	年1～2回
▽ こども園や総合子育て支援センター等の代替候補機能の選定	実施する
▽ 湯沢学園の避難訓練実施数（年間）	維持する
▽ 職員の災害時初動対応訓練・避難所運営訓練の実施数（年間）	1回
▽ 基幹系システムのバックアップ確保	有

【主な推進事業】

◎ 災害に強い児童クラブ・総合子育て支援センター施設の整備	子育て支援課
◎ 学校における防災教育の推進	総務管理課、教育課

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
【強靱化のための施策】	
① <u>避難所等への石油燃料供給の確保</u>	
○ 災害時に迅速に燃料の供給ができるよう、平時から情報共有など連携強化を図る。	
② <u>非常用電源の確保</u>	
○ 庁舎等の非常用発電機の燃料を継続的に確保するため、燃料供給事業者等との災害協定の締結を推進します。	
【指標（目標値）】	
▽ 燃料の供給に関する協定数	増加する
【主な推進事業】	
◎ 燃料供給事業者との連携強化	総務管理課
4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
【強靱化のための施策】	
① <u>情報収集連絡体制の強化</u>	
○ 町内会、自主防災組織、郵便局などとの連携を強化し、地域における被害状況等の情報収集・共有を図る官民一体の情報収集連絡体制の整備を進めます。	
② <u>情報伝達手段の多様化</u>	
○ 町民への湯沢町緊急情報メールや防災ラジオの普及を図るとともに、消防サイレン吹鳴スピーカーの改修を順次行います。また、町民へ確実に情報を伝達するため、既存の情報伝達手段のほかに、LINEなどのSNSを活用し、情報伝達手段の多重化、多様化を進めます。	
【指標（目標値）】	
▽ 湯沢町緊急情報メールの登録者数	1,000件
▽ 防災ラジオ貸与台数	3,000台
【主な推進事業】	
◎ 情報伝達手段の多様化の推進	総務管理課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞	
【強靱化のための施策】	
① <u>食料生産基盤の整備</u>	
○ 農業者の高齢化や後継者不足を解消するために、次世代の担い手育成や確保に対する支援の推進を図ります。また、農業に係る生産基盤等については、農業水利施設等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、ソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進します。	
【指標（目標値）】	
▽ 認定農業者数	15 者
▽ 担い手への農地集積面積	110.56ha
【主な推進事業】	
◎ 農業の生産基盤等の強化	環境農林課

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
【強靱化のための施策】	
① <u>企業における業務継続体制の強化</u>	
○ 町は商工会や観光地域づくり法人（DMO）などと協力し、事業継続計画（BCP）の策定を支援し、非常用食料の備蓄などの災害対策についても普及啓発を行う。	
② <u>発災時のライフライン機能確保</u>	
○ ライフライン事業者との災害協定が、緊急時においても確実に機能するよう、各事業者と合同で訓練を実施する等、顔の見える関係を構築し、平時からの連携体制を強化します。	
【指標（目標値）】	
▽ ライフライン事業者との協定数	増加する
【主な推進事業】	
◎ 事業所の災害対策の普及・啓発	総務管理課、商工観光課

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止	
【強靱化のための施策】	
① 水道施設の防災対策	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き上水道施設の耐震化を進めます。 ○ 耐震化されていない水道施設については、機器の更新計画を含めてスケジュールを見直し早期の改修を目指します。 ○ 応急給水体制の整備に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確認 ・応援可能な支援者の確認（資機材、人材等） 	
【指標（目標値）】	
▽ 水道管耐震化率	95%（令和13年度）
【主な推進事業】	
◎ 上水道施設の耐震化（配水池等）	上下水道課

6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止	
【強靱化のための施策】	
① 汚水処理施設の耐震化・長寿命化	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、湯沢町下水道ストックマネジメント計画に基づき改築更新を進めます。また、業務継続計画に基づき早期復旧の体制整備に努めます。 	
【指標（目標値）】	
▽ 湯沢町下水道ストックマネジメント計画策定	策定済み
【主な推進事業】	
◎ 汚水処理施設の耐震化	上下水道課

6-4 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	
【強靱化のための施策】	
① 道路施設の防災対策等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定した計画を定期的に見直し、適切な道路施設の管理を行います。 ○ 損傷した道路施設の修繕を推進し、老朽化による被害拡大防止を図ります。 	
【指標（目標値）】	
▽ 個別施設計画	計画策定済み→定期的な見直しを実施
▽ 湯沢町橋梁長寿命化修繕計画	計画策定済み→定期的な見直しを実施
【主な推進事業】	
◎ 道路施設の防災対策、老朽化対策	建設課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
【強靱化のための施策】	
① <u>消防活動体制の確保・装備等の充実</u>	
○ 消防団員の確保のため、広報誌等を活用し広く募集を呼びかけるとともに、訓練等を通じ団員一人一人の技術の向上を図ります。また、日頃から機器の点検や更新を行い、資機材等の充実に努めます。 【再掲】	
【指標（目標値）】	
▽ 消防団員数 【再掲】	366 人
▽ 消防演習回数 【再掲】	現状維持（2回）
【主な推進事業】	
◎ 消防団の充実・強化	総務管理課
7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
【強靱化のための施策】	
① <u>ため池の防災対策</u>	
○ 旭原ため池のハザードマップを作成し地域全戸へ冊子の配布や内容の周知に努めるとともに、大規模地震の発生や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊、一部損壊等による被害を未然に防ぐ取り組みを行い、地域の安全対策を講じます。	
○ 国、県、町が協力し、施設の整備や維持管理を行うとともに、災害発生時には情報共有等を行い、二次災害などが発生しないよう迅速に対応します。	
【指標（目標値）】	
▽ 旭原ため池ハザードマップ作成	作成(令和3年度)
【主な推進事業】	
◎ ため池のハザードマップ作成	環境農林課

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
【強靱化のための施策】	
① <u>農地・農業用水利施設等の適切な保全管理</u>	
○ 公共交通機関である鉄道に、被害を及ぼすおそれの高い小坂水路橋に対して防災対策を実施するために、改修に必要な調査計画を行い、方針を決定します。その後、県営事業として実施設計を行い、施設の安全対策を進めます。	
② <u>森林の整備・保全</u>	
○ 森林資源量の解析による森林経営管理制度実施地区の選定と意向調査を行います。	
○ 間伐材等を活用した林業・木材産業の振興に努めます。	
○ 湯沢町の豊かな自然空間は、住民等の生活の場だけでなく、野生動物の生活の場でもあります。このような観点に立って、新潟県が策定した第12次鳥獣保護管理事業計画との整合を図りつつ、町内の農作物の被害状況や、鳥獣の生息状況を把握し必要な範囲で有害鳥獣の捕獲を実施します。	
【指標（目標値）】	
▽ 小坂水路橋耐震・安全対策工事の完了、必要に応じた点検・補修計画の策定（令和5年度）	
▽ 森林整備面積	目標値 20.0ha（令和7年度）
▽ 湯沢町鳥獣被害防止計画	被害額 769千円（令和7年度） 被害面積 5.55a（令和7年度）
【主な推進事業】	
◎ 農業用水路橋の耐震補強及び補修工事の実施	環境農林課
◎ 森林経営管理制度及び林業・木材産業成長産業化促進対策	環境農林課
◎ 鳥獣被害防止対策の実施	環境農林課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
【強靱化のための施策】	
① <u>災害廃棄物の処理体制の整備</u>	
○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物の分別作業や一時保管を行う仮置場の検討を進め、災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な視点から廃棄物処理体制を整備します。	
② <u>仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保</u>	
○ 町有地や旧小学校のグラウンドなどを仮設住宅の建設候補地に検討するとともに、民間賃貸住宅等を応急借り上げ住宅として利用できるよう協力体制を整えます。	

【指標（目標値）】	
▽ 災害廃棄物処理計画の策定状況	策定（令和7年度）
▽ 一般廃棄物（ごみ）の総排出量	4,494 トン／年
【主な推進事業】	
◎ 災害廃棄物処理計画の策定	総務管理課

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【強靱化のための施策】	
① <u>災害対応に不可欠な建設業との連携</u>	
○ 建設業協会等と災害協定を結び、連携体制を強化するとともに、防災訓練などを通じ技術の向上を図ります。また、就業環境の改善により建設業等における若年層を中心とした担い手の育成や技術者の確保を促進します。	
② <u>地籍調査の実施</u>	
○ 引き続き地籍調査の実施に努めます。	
③ <u>行政職員の活用促進</u>	
○ 災害発生時や復興時に必要な業務の選定や人員、資材などを精査し、応援自治体と迅速な災害対応ができるように、受援計画の策定を行います。	
【指標（目標値）】	
▽ 建設業等との協定締結数	増加する
▽ 地籍調査実施率	15%（令和7年度）
▽ 地方公共団体との応援協定	増加する
▽ 受援計画の策定	策定する
【主な推進事業】	
◎ 地籍調査成果の拡充	税務課

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【強靱化のための施策】

① 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 文化財所有者・管理者に平時から防災意識を持ってもらうよう啓発を行うとともに、文化財等の耐震化及び防災設備の整備を図ります。
- 災害時における貴重な文化財等の保全のために必要な収蔵スペースの確保を検討します。
- 町民向けに文化財保護啓発事業を行い、地域における文化財保護への理解と協力を得られるよう努めます。
- 平時から町内会や自主防災組織の活動の支援や重要性の啓発を行い、町内会に加入する世帯の増加や活動の活性化を目指します。
- 国、県と連携し、文化財所有者や管理者へ防災意識の啓発を行い、文化財保護の気運の醸成を図ります。

【指標（目標値）】

- ▽ 文化財保護啓発事業の実施回数（年間） 1回
- ▽ 自主防災組織率【再掲】 90.00%
- ▽ 文化財防火訓練 3年ごとに実施

【主な推進事業】

- ◎ 文化財の保護 教育課
- ◎ 自主防災組織の活動促進 総務管理課

8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

【強靱化のための施策】

① 正しい情報の発信

- リスクシナリオ発生後、補正予算による予算化を図り、事業者向けの振興策を実施します。
- 平時から県や関係団体等との連携を強化し、正しい情報を迅速かつ的確に発信する体制を構築します。

【指標（目標値）】

- ▽ 観光産業（宿泊業・飲食サービス業）の総生産 19,780百万円（令和7年度）

【主な推進事業】

- ◎ 観光業、商業向け振興策の実施 商工観光課

第5章 計画の推進管理

第1項 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

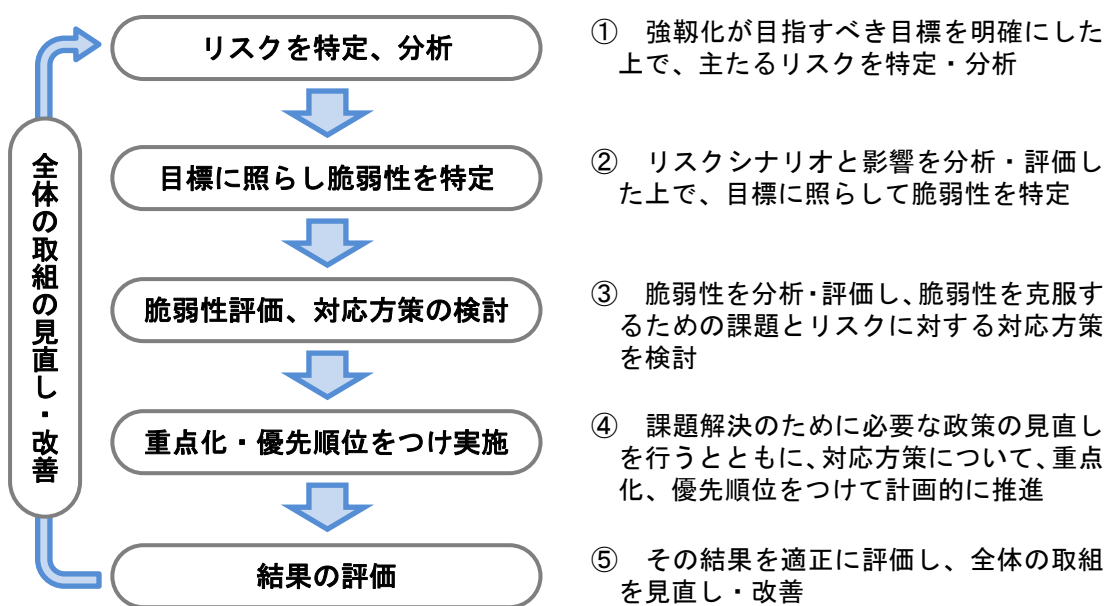
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や新潟県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

第2項 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・県への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築します。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

【湯沢町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル】



別表：湯沢町国土強靱化地域計画に基づく主な取り組み一覧

リスクシナリオ	事態を回避するための施策	国土強靱化関係交付金・補助金 ：対象事業	担当部署
1-1	木造住宅耐震診断支援事業、 木造住宅耐震改修支援事業	社会資本整備総合交付金(防災・安全) ：住宅・建築物安全ストック形成事業 ：既設民間住宅耐震改修事業	建設課
1-1	介護施設の耐震化	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	福祉介護課
1-3	宅地耐震化推進事業 土砂災害（特別）警戒区域の 周知	社会資本整備総合交付金(防災・安全) ：宅地耐震化推進事業	建設課 総務管理課
1-4	冬期道路施設管理業務委託、 道路除排雪作業委託、除排雪 機械整備、消雪施設修繕工事	社会資本整備総合交付金事業	建設課
3-1	災害に強い児童クラブ・総合 子育て支援センター施設の整 備	次世代育成支援対策施設整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金	子育て 支援課
6-2	上水道施設の耐震化	生活基盤施設耐震化等交付金	上下水道課
6-3	汚水処理施設の耐震化	社会資本整備総合交付金 ：豊かな水環境を育む安全・安心な 地域づくり（下水道） ：災害に強く豊かな環境を育む安全 ・安心な地域づくり（防災・安全）	上下水道課
6-4	道路施設の防災対策、老朽化 対策等	社会資本整備総合交付金事業 ：道路メンテナンス事業	建設課
7-2	ため池のハザードマップ作成	農村地域防災減災事業	環境農林課
7-3	農業用水路橋の耐震補強及び 補修工事の実施	農村地域防災減災事業	環境農林課
7-3	森林経営管理制度及び林業・ 木材産業成長産業化促進対策	農山漁村振興交付金 ：農山漁村活性化整備対策 (湯沢町森林環境譲与税基金事業)	環境農林課
7-3	鳥獣被害防止対策の実施	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	環境農林課
8-2	地籍調査成果の拡充	社会資本整備総合交付金、 防災・安全交付 金 ：地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地 籍整備事業	税務課